

第2回 岡崎市公契約条例協議 議事録

1 会議の日時 令和6年11月25日（火） 午後2時00分

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎7階 702号室

3 出席委員 藪谷 あや子（人間環境大学 名誉教授）
（委員数6） 牧野 守（弁護士）
堀内 健一（愛知県連合会三河中地域協議会 事務局長）
松尾 景紀（岡崎建設協会 会長）
岩月 幹雄（岡崎商工会議所 専務理事）

※ 欠席：平野 敏雄（愛知県労働者福祉協議会岡崎・額田支部 支部長）

4 説明のため出席した事務局職員

出 徹也 総務部長

荻野 泰久 契約課長

金原 和美 契約副課長

岩井入札係係長、豊川主査

5 傍聴者 0名

6 概要

(1) 総務部長あいさつ

(2) 検討内容

第1回協議での主な意見及び意見を受けての対応案等の協議

(3) その他

7 議題の要旨

会議資料及び参考資料に沿って、事務局から第1回協議の場での主な意見を踏まえた対応案等を説明し、委員から意見を徴した。

<主な審議内容>

発言者	内容
議題 第1回協議での主な意見及び意見を受けての対応案等の協議	
事務局	会議資料に基づき、第1回協議での主な意見及び意見を受けての対応案を説明。
牧野委員	労働環境確認措置の対象範囲について、業務委託は予定価格が1年当たり1,000万円以上であるのを、変更案では「1年当たり」を省いて1億5,000万円以上とするとあるが、これは契約の期間全体を通した金額ということか。
事務局	お見込みのとおり。
牧野委員	予定価格1億5,000万円以上の業務委託は年間何件ほど発注があるのか。
事務局	入札案件は6件程度。随意契約は15件程度。従前と比べると、入札よりも随意契約の対象が増える見込み。
堀内委員	現場説明会について、変更案では希望があった場合に実施するとあるが、現場説明会はほとんど実施することは無くなるという想定なのか。または一定の希望があるだろうという想定なのか。
事務局	現場説明会実施の希望はあると想定している。現場に掲示される労働環境報告書の内容に、疑問を抱く労働者は少なからずいると考えており、そのような方からのニーズはあると想定している。
堀内委員	現場説明会の希望は、事業者が、労働者に対して説明をしてほしいという形なのか。
事務局	そうではない。
堀内委員	現場説明会を希望制にした場合、希望するのは誰なのか。

事務局	基本的には労働者からの希望を想定している。労働者に配布するチラシ案の中で、アンケートの提出について紹介しており、そのアンケート内に、現場説明会の希望についての設問を用意している。説明会が必要と感じた方に対し、こちらから行動ができる取組だと考えている。
堀内委員	アンケートで説明会の希望を出した人に対して説明を行うのか。
事務局	そうではない。アンケートの提出は匿名になるため、特定の個人に説明を行うのではなく、その現場の元請事業者に対し、希望があったため説明会を実施する旨を伝えて調整し、労働者に向け2週間程度の周知期間を設けてもらい、現場説明会を行うことを想定している。
堀内委員	説明会の希望がひとりでもあれば、「説明会を実施するので人を集めてください。」と元請事業者に依頼するということか。
事務局	集めてもらうというよりは、説明会当日に現場にいる人に対し説明会を行うという認識でいる。
堀内委員	説明会の当日、説明会の希望をした者がいない可能性があるのではないか。
事務局	2週間程度の周知期間があれば、参加は可能かと考えている。
堀内委員	アンケートの存在を労働者が知るのはどのタイミングか。
事務局	現場に作業所などの、配布チラシが掲示できる場所があるのであれば掲示してもらい、掲示や簿冊への綴じ込み等が不可能であれば、労働者に配布するよう依頼をする。
堀内委員	配布チラシを能動的に見るかどうかは労働者次第ということか。

事務局	お見込みのとおり。従前の現場説明会では、労働者からの反応が分かりづらかった。アンケートを用意することで、反応を可視化することが期待できる。
堀内委員	労働者が、事業者が作成した労働環境報告書を見て、その内容に疑問があった場合に、アンケートを提出するということか。
事務局	アンケートには、労働環境報告書の内容の疑義について以外の設問も用意をしており、疑義の申し出だけを目的とはしていない。
堀内委員	例えば労働者が最低賃金の額を知らなかった場合、労働環境報告書の内容に疑問を抱かないかもしれないが、問題ないか。
事務局	チラシ等に最低賃金を載せることを検討する。
出部長	配布チラシについて、現在の案の内容ではアンケートの提出に関することが分かりづらい。「アンケートに御協力いただけませんか。」というような書き方にすれば、分かりやすくなるのではないか。
事務局	内容の修正を検討する。
牧野委員	労働者が、「労働環境報告書の内容に疑義があるが、大事にしたいくないので現場説明会は希望しない。」と考えた場合、市はどのように対応するのか。
事務局	アンケートに、労働環境報告書の内容の疑義がある点について、選択式で回答をする設問を設ける。疑義についての回答があった場合は、それを、特定の契約に限らず、すべての労働環境確認措置の対象契約の元請事業者にも周知し、下請事業者にも周知することを依頼する。

牧野委員	特定の事業者に対し指導をしたり、調査をして説明をすることなどは求めないということか。
事務局	情報提供者についての秘密が、市から漏洩する恐れがあるため、そのような対応を求めるのであれば、労働基準監督署に相談するよう案内する。市が行えるのは、労働環境報告書の特定の項目に対して、疑義の指摘があったことを事業者に周知し、労働者に対する自身の処遇を、改めて見直すことを促すことに限られると考える。
牧野委員	疑義についてアンケートの回答があった場合に、例えば3か月後にもう一度アンケートを行うことは想定していないか。
事務局	アンケートは随時受け付けているため、時間が経っても改善されないのであれば、労働者は再びアンケートを回答することが可能である。
牧野委員	その場合、もう一度市から周知するということか。
事務局	お見込みのとおり。今は、説明会をしたものの、それに対するリアクションが無いため、こういう声が上がった、こういう効果があったということが把握できない状況である。労働者がアンケートに協力してくれれば、こういう意見があった、ということが分かりやすくなる。また、アンケートには労働環境等に関するルール等についての認知度を図る設問もあるため、アンケートを読んでもくれるだけでも、効果があったと感じ取れるかなと考えている。
牧野委員	新しい取組をすることは良いことだと思うが、次回の見直しの場合、5年以内に開催するのではなく、3年ぐらいにするだとか、途中経過の報告の場合があると良いと考える。5年後というのは長すぎるような気がする。

出部長	アンケートの提出数があまりにも少なかったら、改善策等について改めて協議の場を設けて意見を徴取するのが良いと考える。そのあたりは考慮させていただく。
事務局	業務委託の労働環境確認措置の対象範囲について、今までは業種を絞って 1,000 万円以上ということだったが、それを拡大しようと考えたときに、どの業種を、となると、なかなか判別が難しい。この業種をやって、この業種をやらないというのは難しいので、今回、業種の分けを無くし、金額で切ることを提案しており、対象を拡大するとなった場合は、金額を下げるという単純な方向性になると考えている。業種を絞ってやるのも効果的だと思うが、もし、最終目的として 1,000 万円以上をすべて対象とするのであれば、金額の区分を下げることで対象が広がっていく、という方が、この協議の場で議論していくうえでも分かりやすいと考え、そのような方向性に変えて金額を下げていく。業種を変えるのではなく金額を下げていく方が、対象が分かりやすいし、効果も分かりやすいので、そのような形で考えている。それであれば、1 億 5,000 万円以上だったのを、「このぐらいのリアクションだったので 1 億円以上に下げる。」という報告でもいいかと感じている。
藪谷委員	案の配布チラシの内容では、労働環境確認措置の取組の内容が分かりづらいと思う。問題があった場合の解決について、強制力のあることについては労働基準監督署へ相談を、というゴールにするという考えで、それはそれでよいことだと思うが、労働者と事業者が対峙し、労働者が労働環境について、法的に疑問点がある場合は、最終的には労働基準監督署へ行くという、スタートとゴールがあり、その中で市が行う労働環境確認措置の役割は、労働基準法などのルールがあることを、労働者と事業者の両者に周知徹底することだと考える。そのスタートとゴールがある中で、労働者がダイレクトに労働基準監督署に相談をすると、大事になってしまうだろうから、その前に、まずは両者に、当然の、常識的なこととして、ルールの内容を知ってもらう。一般的に知っていただきたい、

	と言っても、労働者からのリアクションが無いので、金額等で対象を絞ったうえで、労働環境確認措置により周知徹底をします。労働環境確認措置というのは、あくまで知らせるためのものであり、措置の対象の事業では、各種取組をきちんと守ってくださいと。それをしない者については、市から勧告をするということか。
事務局	特定の事業者には声をかけることはやめる想定でいる。
藪谷委員	そうなると強制力は無いと。疑義を申し出たい人は、労働基準監督署へ行く場合は腹をくくって、訴訟になることも覚悟して行くと思うが、労働環境確認措置の場合は、言いにくいと。疑義のある事業者を特定することは、労働者を守るためにも、市は期待していないということによいか。
事務局	お見込みのとおり。元請か下請かという特定もできないが、どの契約の現場で働いている労働者からの申し出なのか、ということは把握できる。しかしそれは事業者には伝えない。
藪谷委員	今、大阪万博の事業の現場は、中がめちゃくちゃである。事業者が「国際的事業であるから、労基法の制限を外してほしい。」と政府に正式に申し出をしているほど。そのような現場では、このような取組があればとても助かると思う。実効性があると思う。しかし比較的小規模な、市で発注する事業においては、常日頃から取引があったり、雇ってもらったりという関係がある中で、疑義について申し出をすることは匿名であっても難しいのではないか。やはり市が今までのように、反応があるか否かの実績は別にして、現場に行く方が効果があるのではないか。このままだと、説明会の実施希望も、労働環境報告書の内容に対しての疑義の申し出も、ゼロになるのではないか。
事務局	来ると考えていると申し上げたが、もし来なかった場合は、5年を待たず対応を検討する。

藪谷委員	絵に描いた餅になっては良くない。先ほどの大阪万博の事例では、実際にそういうことが行われているし、政府、府、市が責任をもってやっている事業であるからこそ、公契約条例の取組がそこにあれば違っていたらと思う。普通の、日常的な雇用関係の中では言いづらいこともあるだろうが、市の立場は、労働者と事業者の両者に、労働基準法という労働環境を守る法制度があるということをよく知らせる、であるということ腹に据えておかないといけない。そのうえで、労働環境報告書の疑義の申し出の実績がゼロなのであれば、それはそれで構わないと思う。公契約条例の趣旨、役割を、しっかりと両者に理解してもらうことが大切であろう。「当たり前のことを啓発してもらえてよかった。」、「守られているんだ。」ということ認識してもらうことが第一歩であり、そこに労基署にはない、地域経済を担当する市の意義があると考え。両者に教育していくことが公契約条例であると、誰に対しても市が自信をもって言えるのが良いと思うが、何の説明も無しに、公契約条例、と言われても何なのか分からない。市が何をしようとしているのかを発信するのが大切だから、説明会は大切であると言わないといけない。だからこそ、希望者は必ず参加させてください、というようなことを伝えること、強制力のある説明会を実施すべきではないか。
牧野委員	市政だよりなどで、公契約条例に関する取組を一般市民に紹介するのはどうか。とある上場会社で内部通報の窓口を務めているが、10年ほど内部通報は無い。しかし、ハラスメント関係の受付窓口を、社員にとって申し出しやすいところに変えたところ、最近出てくるようになった。上場会社でも内部通報はあまり無いという話もあるが、実際には全く無いということではないと考える。
松尾委員	おもに造園業の事業者にヒアリングをしたが、市の取組に対して、高い意識を持たれていた。「市から、説明会などの指示があれば従うし、説明会の実施は手間な部分もあるが、それも業務の一環だと考えてやる。」と。そのように割り切っている、負担であるとは考えておらず、仕事の一部と捉えて

	いる。当然、労働環境報告書の提出が無くなるだけでも、負担は減るので助かるが、現状、それほど大きな負担とはなっていない、とのこと。今回、労働環境確認措置の対象となる業務の金額がアップすることで、現在対象となっていた造園事業者は対象から外れると思うが、対象となった実績のある事業者は、理解したうえで行動していくのではないかと思います。新規に公共工事等に参入してくる事業者は、市とのやり取りに慣れていないだろうから、そのような事業者が、労働環境確認措置の対象工事に下請で参加してくる場合は、注意して確認できるような取組ができると良いと思う。
出部長	市の入札参加資格者名簿に新規に登録する事業者に対して、取組についてを周知することはできないか。
事務局	入札参加資格者名簿の更新のタイミングで、取組についての案内を行うことは可能と考える
岩月委員	あくまでも主人公は事業者で、事業者が最低賃金などのルールを守る必要がある。事業者は労働環境報告書を提出するのだが、それが事実かどうかを、労働者に確認してもらい、間違いがあれば教えてください、という趣旨だと思う。
藪谷委員	岩月委員のお話は、とても上手に表現されていると思う。今おっしゃられた文言は、取組の内容をそのまま表している。
岩月委員	そのような趣旨を伝え、インターネットで見てください、アンケートを答えてください、ということだが、インターネットでの消費行動などが一般的だというのは、買いたいという意識があるからネットを利用するのであって、アンケートの提出のような面倒な行動を、やってもらえるのかどうか疑問であるから、しっかりとモニタリングすることが大切であり、やってもらえているはずだから、というのは良くないのではないか。労働者はきちんと労働環境を確認しながら仕事をしましょう、と労働者に意識を持ってもらうためには、どのような方法が良いのか、検討できると良いと思う。

藪谷委員	全くおっしゃるとおりだと思います。国土交通省の一人親方についてのリーフレットを参考に、配布チラシを作るのが良いのではないかと。まずはアンケートにアクセスしてもらえるような工夫が必要と思う。公契約条例に関する各種取組について、事業者も、仕事の一環として捉えれば、大きな負担と感じないであろうし、市が負担軽減ばかりを考えてしまうと、事業者側の意識も低下してしまうのではないかと。
事務局	まずは現在の事務局の変更案をもとに進め、提案のあった広報やチラシについては、随時検討し形を整えたいと考えるが、よろしいかと。
藪谷委員	見直しが5年以内というのは、長すぎると思う。
事務局	検討する。効果が図れないような状態であれば、また集合して協議の場を開くのが良いかと。効果が出ている場合は、集合ではなく報告で差し支えないかと。
藪谷委員	フォローアップの仕方を詰めすぎると大変だろうから、状況を見ながら決めればよいと思う。しっかりと5年ではなく3年で見直しをし、それ相応の措置をとるぐらいにしたらどうか。
出部長	市の入札参加資格者名簿の事業者に対し、公契約条例に関する取組について周知ができる手法はあるかと。
事務局	チラシを市のホームページに掲載する。事業者が名簿登載の手続きをしようとホームページを確認した際に、目に留まると考える。
出部長	労働者に対して行う、労働基準監督署の窓口への案内は、丁寧なものになるかと。

事務局	ホームページに掲載するチラシには、厚生労働省が用意している各種窓口の、案内ページのURLを掲載する。
藪谷委員	労働基準監督署を案内することについて、市と労働基準監督署とで話をしておいた方が良いと思う。
事務局	承知した。今後は、原則として変更案のとおり進め、案に基づいた規則等を整理し、次回の第3回で示すようにする。第3回の日程は2月頃をめどに調整する。 (出総務部長のあいさつの後、協議の場が終了した)